

【令和7年7月22日実施】

令和5年4月、常にこどもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（以下「こどもまんなか社会」という。）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、そうしたこどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁が設立されるとともに、こども基本法（以下、「法」という。）が施行されました。

法第3条（基本理念）においては、こどもの意見を表明する機会の確保、法第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）においては、国・地方公共団体が子ども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となる子どもの意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めています。

子どもの意見を幅広く聴取して大阪府の施策に反映させるために、

- ①子ども・若者の意見を聴く場面や方法としてはどのようなものがあるか
- ②①の場面や方法において、子ども・若者からの意見を聴取する際に、子ども・若者が意見を言いやすいよう、配慮したり、工夫すべき点、  
についてグループで話し合い、意見をまとめてください。

【令和7年7月23日実施】

民生委員制度は、大正6年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」を始まりとし、翌年には大阪府で「方面委員制度」が発足し、昭和3年には全国に普及しました。その後、名称が現在の「民生委員」に改められ、「児童委員」を兼ねています。民生委員・児童委員は、その地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意があるなどの要件を満たす住民の方が選ばれる対象になり、厚生労働大臣から委嘱され、3年任期で活動します。

核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなり、子育てや介護の悩みを抱える人や、高齢者・障がいのある方などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがある中、民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。

このような役割を持つ民生委員・児童委員ですが、令和4年の一斉改選においては、充足率が93.7%と10年前と比較して4.7ポイント低下しており、担い手の確保が課題となっています。

誰もが安心して生活できる地域づくりにおいて期待される民生委員・児童委員の具体的な活動や、担い手の確保が難しい理由と担い手の確保のために大阪府職員としてできる方策について、グループで話し合い、意見をまとめてください。